

## 令和2年度 婦人保護事業関係予算概算要求の概要

令和元年度予算額  
191億円の内数

→

令和2年度予算概算要求  
240億円の内数

## 1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金)

16百万円

## ○婦人相談所活動費

・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。

## ○外国人婦女子緊急一時保護経費

・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。

## ○婦人相談所における広域措置の実施

・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。

## ○相談・一時保護同伴児童経費

・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

## 2 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金  
婦人保護事業費補助金

23億円

## ○婦人相談所における一時保護の実施

・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。

## ○婦人相談所が一時保護委託するための経費

・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者についても一時保護委託の対象とする。

## ○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。

・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材や学習机等の環境整備に必要な補助を創設する。【新規】・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。【新規】・月払い(月初日の人数で算定)としている妊産婦加算について、日割り計算へ見直すとともに、一般生活費の支給について月初日～5日目までに日常生活諸費分を配分するよう支弁方法を見直す。

## ○心理療法担当職員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

・心理療法担当職員の配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件の緩和を図る。【拡充】※年度当初に対象者10名以上→常時1名以上に緩和

## ○同伴児童のケアを行う指導員の配置

・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

## ○夜間警備体制強化事業

・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。

## ○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

## ○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給

・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

### 3 婦人相談員の活動強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

#### ○婦人相談員活動強化事業【拡充】

- ・婦人相談員の手当や、調査・指導のための旅費等を補助する。※一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。
- ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を補助【拡充】

### 4 DV対策等の機能強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

#### ○婦人保護啓発活動事業

- ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

#### ○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

- ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問する方法により、相談、指導等の援助にあたる。
- ・退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託を可能となるよう、運用の見直しを図る。

#### ○休日夜間電話相談事業

- ・婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

#### ○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

- ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

#### ○婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

- ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)
- ・婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、専門研修の実施主体について、都道府県に加え、婦人相談員を配置する市(特別区含む。)においても実施できるよう、拡大を図る。

#### ○専門通訳者養成研修事業

- ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

#### ○法的対応機能強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

#### ○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

#### ○婦人相談所SNS相談支援事業(仮称)【新規】

- ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

#### ○地域生活移行支援事業(ステップハウス)【新規】

- ・婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を婦人保護施設に新たに配置するための費用を補助する。

#### ○DV対応・児童虐待対応連携強化事業(仮称)【新規】

- ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)」を新たに配置するための費用を補助する。

### 5 若年被害女性等支援モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

- ・若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施。

### 6 DV被害者等自立生活援助事業【拡充】 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

217億円の内数

- ・一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

# 婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数  
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 拡充の内容

- 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体が実施する各種研修に積極的に受講できるよう婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

### 【事業内容】

#### ①婦人相談員手当

一定の研修※を修了した者について勤務実態に応じた手当額を補助

※国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」又は地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

#### ②婦人相談員活動費

a)関係機関への同行旅費、相談業務に係る事務費を補助

b)研修派遣のための研修受講旅費、代替職員雇上費用を補助（拡充）

### 【実施主体】

都道府県・市（特別区含む）

### 【対象者】

売春防止法第35条に基づき都道府県知事・市長が委嘱した非常勤の婦人相談員

### 【補助率】

国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【補助基準額（案）】 ①婦人相談員手当 研修受講者 : 月額最大194,900円 (R元 : 191,800円)

研修未受講者 : 月額最大151,800円 (R元 : 149,300円)

#### ②婦人相談員活動費

a)同行旅費・事務費 都道府県 : 年額58,000円、市 : 年額49,000円

b)研修受講旅費 年額45,940円

代替職員雇上費 年額224,000円

# 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数  
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 拡充の内容

- 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる集いの場提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 ※民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
- ・ 関係機関等への同行支援
- ・ 集いの場の提供支援（拡充）
- ・ その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額（案）】

|                   |                |         |
|-------------------|----------------|---------|
| ・ 対象者5人以上10人未満    | 1施設当たり         | 913千円   |
| ・ 対象者10人          | 1施設当たり         | 1,825千円 |
| ・ 10人を超えた対象者1人につき | 151,960円を乗じて加算 |         |
| ・ 集いの場提供支援        | 1施設当たり         | 425千円   |

# 婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概 要

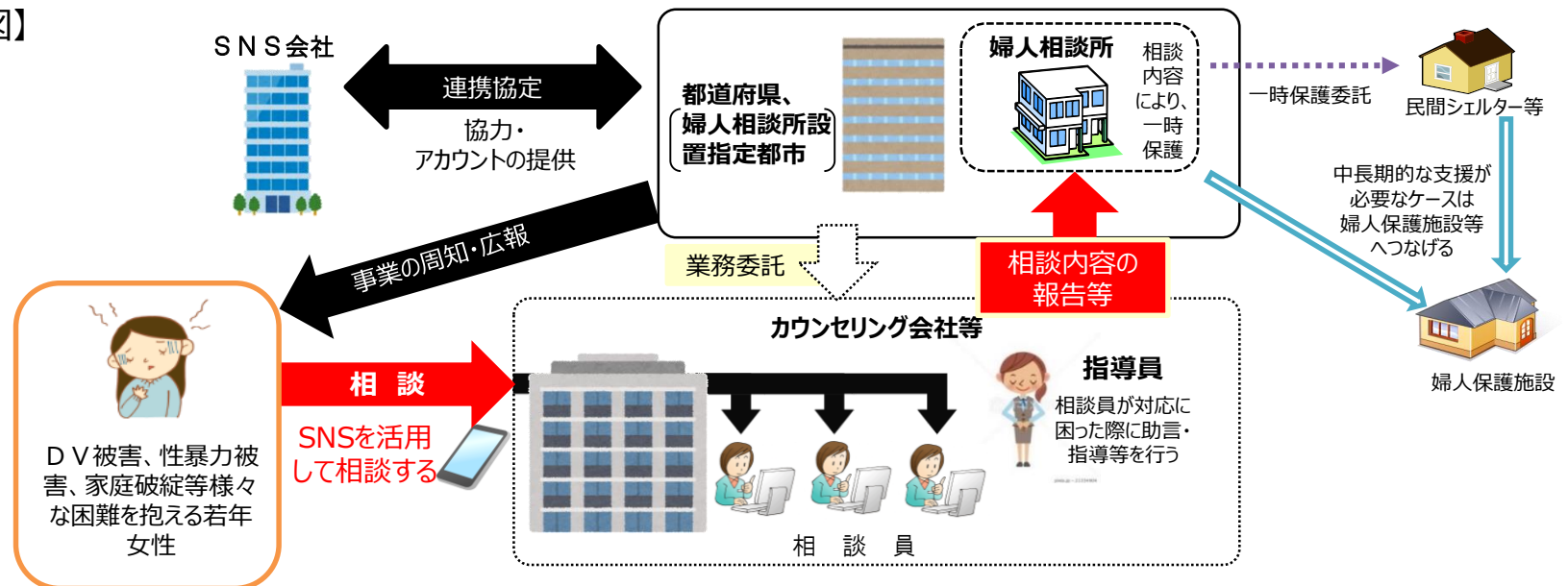
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

## 【イメージ図】





# 地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

令和2年度概算要求217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 拡充の内容

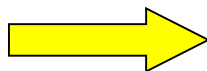
- 婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

### 《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

# DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

【令和2年度概算要求】 217億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概 要

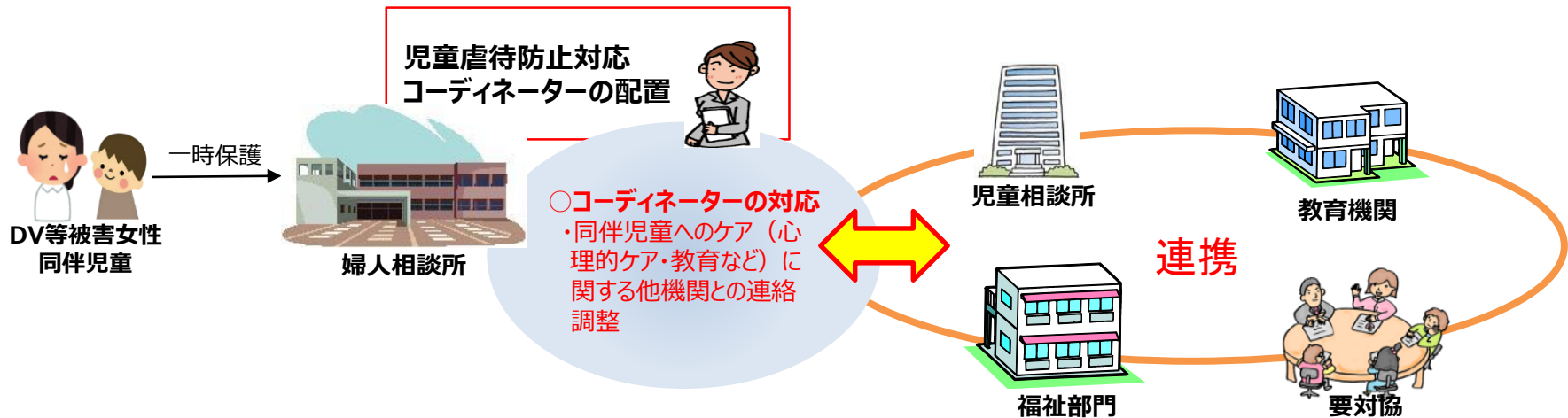
- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1 か所当たり6,217,000円

## 【事業イメージ】



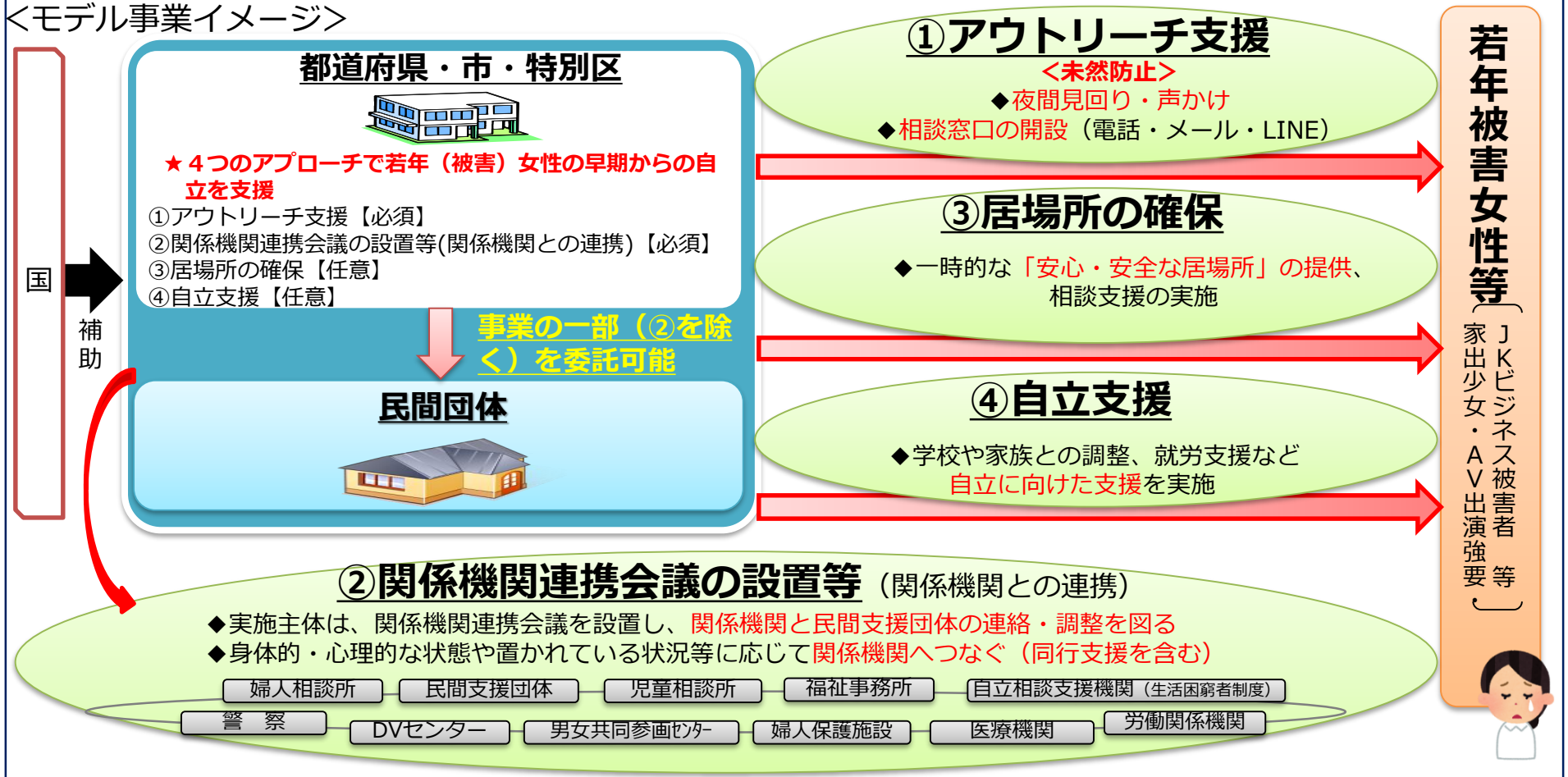
# 若年被害女性等支援モデル事業

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数  
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区    ＜補助率＞ 国10/10    ＜1か所当たりの補助基準額(案)＞ 10,860千円(①～④全て実施)

## ＜モデル事業イメージ＞





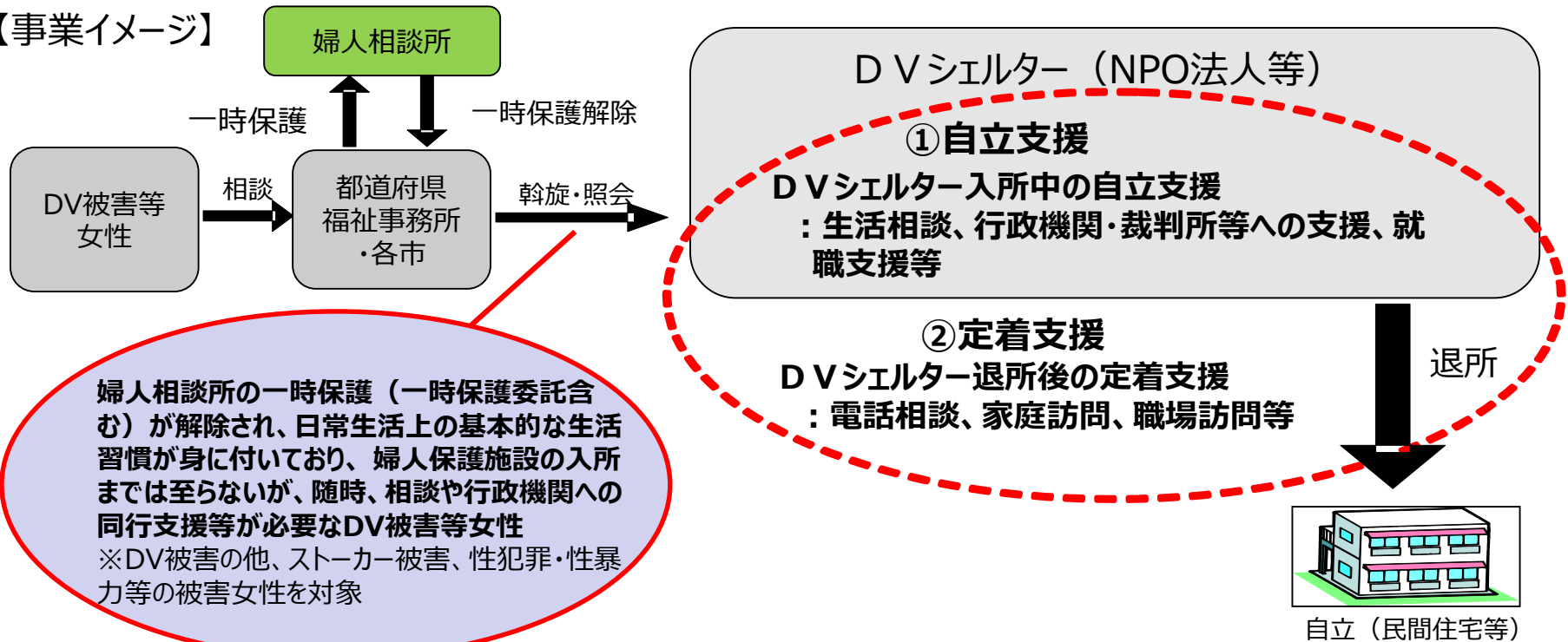
# DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度概算要求217億円の内数  
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 拡充の内容

- 一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施開始から5年が経過している当該事業を本格実施に移行させ、実施箇所数を増やし自立支援を促進する。(4か所 → 35か所)

## 【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円